



令和7年10月23日

赤穂市長 牟 禮 正 稔 様

赤穂市使用料手数料等審議会
会長 吉 岡 哲

使用料の見直しについて（答申）

令和7年7月28日付け赤総行第54号で諮問のあった標記のことについて、当審議会は厳正かつ公正な見地に立ち慎重に審議した結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

なお、留意すべき事項として、附帯意見を申し添える。

記

1 答申

市施設の使用料については、平成21年に一部見直して以降、据え置かれてきたが、昨今の電気料金や燃料費等の高騰により維持管理経費が増嵩している中、市が置かれている厳しい財政状況や、市民相互の負担の公平性確保、利用者負担への配慮という観点等を総合的に考慮すれば、別添の「使用料改定案」に示すとおり見直すことが妥当である。

また、使用料の見直しに当たっては、市民、利用者に与える影響が決して小さくないことから、これら施設が多く市民等に利用され、利用者満足度が一層向上するよう、より適切かつ効果的な施設の維持管理及び運営に積極的に取り組まれることを切に要望する。

なお、審議の概要は別紙のとおりであるが、審議の過程で意見を付した事項は十分尊重され、市民、利用者の理解が得られるよう丁寧な周知、広報に努められたい。

2 附帯意見

今後は、物価動向など社会経済情勢を的確に捉え、原価や公費負担割合等の実態調査を定期的（3年程度を目安）に実施し、その都度、使用料の見直しについて検討、実施されることを要望する。

審 議 の 概 要

当審議会は、令和7年7月28日以降、3回にわたり会議を開催し、市長から諮問のあった使用料の見直しについて審議を行った。

当該審議に当たっては、市から示された「使用料見直しの考え方」及び「使用料改定素案」に基づき、次に掲げる使用の類型（施設）ごとに検討の上、委員の意見を集約し、次のとおり見直しの方向を取りまとめた。

各施設の使用料見直しに関する当審議会の考え方は、次のとおりである。

1 見直しの考え方

市施設の使用料については、施設やサービスを利用して利益を得る者が、当該施設の維持管理経費の一定割合を受益の程度に応じて負担するべきであり、その見直しは、当該経費の増嵩により生じた「公費で賄う部分」と「受益者が負担する部分」とのバランスの崩れを利用者負担への影響に配慮しつつ、是正することが適当である。

(1) 建物施設の物理的使用

ア 文化会館

市民が身近に文化芸術と触れ合う機会の確保や、利用者負担への影響に配慮しつつ、現行使用料算定時からの物価上昇分を基に見直することが適当である。

イ 市民総合体育館

市では、平成24年に「スポーツ都市」を宣言して以降、生涯スポーツを推進しており、スポーツは、体力の向上や生活習慣病の予防など健康の保持増進、介護予防にも資することから、物価高騰のあおりを受けている中、利用者の足が遠のくことのないよう、個人使用料について据え置くことは理解できる。

一方、競技性の高い専用使用料については、利用者負担への影響に配慮しつつ、現行使用料算定時からの物価上昇分を基に見直することが適当である。

ウ 城南緑地運動施設

市民総合体育館と同様に、個人使用料について、市民の健康増進やスポーツに参加しやすい環境の確保等の観点から利用者負担への影響に配慮し、据え置くことは理解できるが、競技性の高い団体使用料及び設備使用料については、利用者負担への影響に配慮しつつ、現行使用料算定時からの物価上昇分を基に見直することが適当である。

エ 海浜スポーツセンター

近隣の類似施設である県立播磨光都サッカー場の使用料金の動向を参考に、利用者負担への影響に配慮しつつ、現行使用料算定時からの物価上昇分を加味して見直することが適当である。

オ 加里屋まちづくり会館

当該施設については、にぎわいの創出を支援するため、地域住民に活動拠点を提供するものであり、現行利用料は、電気料金のみで原価を算定していることから、県下の

人口規模が同程度の自治体における類似施設と比較しても著しく低廉な料金設定となっている。

については、持続可能で安定的な運営を図るためには、類似施設との均衡等を勘案し、原価の算定を維持管理経費全体による方法に改め、見直すことが適当である。

(2) 施設とサービスの一体使用

ア 葬儀施設

市民の火葬の執行に係る使用料については、物価の上昇を踏まえ、近隣市町との均衡を勘案し、見直すことが適当である。

市民の祭壇及び飾付具の使用並びに死体預りに係る使用料については、葬祭サービスの性質を考慮しつつ、近隣市町との均衡を勘案し、据え置くことが適当である。

なお、市民でない者に係る各使用料については、近隣市町における料金設定（市民の2～6倍）の状況に鑑み、市民の3倍程度に設定することが適当である。

イ 産汚物焼却

市民の使用料については、物価の上昇を踏まえ、近隣市町との均衡を勘案し、見直すことが適当である。

なお、市民でない者の使用料については、葬儀施設と同様、市民の3倍程度に設定することが適当である。

ウ 動物焼却

「ペットは家族の一員」という認識が広まり、利用者の多くが個別焼却となる収骨を希望するため、複数の動物の混焼ができず経費等が負担増となっている現状及び県下市町の状況を勘案し、収骨の有無により料金を区別することが適当である。

各使用料については、近隣市町との均衡を勘案し、「収骨なし」の場合は、現行料金のまま据え置くことが適当であり、「収骨あり」の場合は、なしの場合の5割増し程度に設定することが適当である。

なお、市民でない者の使用料については、葬儀施設及び産汚物焼却と同様、市民の3倍程度に設定することが適当である。

2 改定の実施時期

使用料の改定については、令和7年第4回市議会定例会で議決を得た後、市民、利用者への周知期間等を考慮し、令和8年4月1日から実施することが適当である。

3 その他

東備西播定住自立圏域以外の近隣市町（姫路市、相生市、たつの市、宍粟市、太子町及び佐用町）に住所を有する者が市民総合体育館を使用する場合に、市内居住者としてみなす取扱いを廃止することは、他市町の状況を勘案し、相互主義の観点等から適当であり、同様の取扱いがされているその他の施設についても、併せて見直しを検討されたい。

審議会の経過

開催日等	審議内容等
令和7年7月28日 (第1回審議会)	・諮問 ・見直し対象施設の利用状況等について ・使用料見直しスケジュールについて
令和7年8月21日 (第2回審議会)	・使用料改定素案について
令和7年8月26日から 同年9月25日まで	・パブリックコメント実施
令和7年10月10日 (第3回審議会)	・パブリックコメントの実施結果について ・使用料の見直しに係る答申案について
令和7年10月20日 (書面による)	・答申案の最終調整
令和7年10月23日	・答申

赤穂市使用料手数料等審議会 委員名簿

(敬称略)

会 長	吉 岡 哲	関西福祉大学
副 会 長	横 山 直 美	赤穂市女性団体懇話会
委 員	家 根 次 代	税理士
	山 根 一 正	赤穂市自治会連合会
	金 井 貴 子	赤穂市消費者協会
	小 林 洋 介	赤穂商工会議所
	後 藤 和 子	赤穂市社会福祉協議会
	西 垣 洋 明	赤穂市PTA連合会
	堀 井 隆 一 郎	公募委員
	尾 崎 加 奈	公募委員

令和7年度
使用料改定案

赤穂市

目 次

1 建物施設の物理的使用

(1) 文化会館使用料	2
(2) 市民総合体育館使用料	3
(3) 城南緑地運動施設使用料	4
(4) 海浜スポーツセンター使用料	5
(5) 加里屋まちづくり会館利用料	6

2 施設とサービスの一体使用

(1) 葬儀施設使用料	7
(2) 産汚物焼却料	7
(3) 動物焼却料	7

[illegible]

区 分	現行使用料				改定率	備考
	適用年月日		金 額			
	午前	午後	夜間	全日		

(2) 市民総合体育館使用料 ア 専用使用料	H18. 4. 1	区分	基本使用料				10.0 %		
			時間区分	午前	午後	夜間		全日	
			9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00	9:00~21:00		9:00~21:00	
			室名	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00		9:00~21:00	9:00~21:00
			体育館 競技場 全面	8,300円	10,800円	15,400円		34,500円	38,200円
			半面	4,100円	5,500円	7,700円		17,300円	18,900円
			3分の1面	2,800円	3,600円	5,100円		11,500円	12,600円
			副競技場	2,800円	3,600円	5,100円		11,500円	12,600円
			トレーニング室	1,500円	2,100円	2,500円		6,100円	6,800円
			卓球室	1,000円	1,300円	1,700円		4,000円	4,400円
			第1会議室	700円	1,000円	1,500円		3,200円	3,500円
			第2会議室	400円	600円	900円		1,900円	2,200円
			第1武道場 (剣道場)	1,300円	1,800円	2,400円		5,500円	6,000円
			第2武道場 (柔道場)	1,300円	1,800円	2,400円		5,500円	6,000円
			第3武道場	800円	1,100円	1,300円		3,200円	3,600円
			第4武道場	800円	1,100円	1,300円		3,200円	3,600円
			弓道場	600円	900円	1,000円		2,500円	2,800円

室内プール	1時間 6,800円				据置
イ 個人使用料					
(ア) 体育館・武道館					
時間区分	午前	午後	夜間		
9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00	9:00~21:00		
種別	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00	9:00~21:00	
一般 (高校生以上)	150円	150円	230円	230円	
高齢者・身体障害者・知的障害者・精神障害者	70円	70円	100円	100円	
児童生徒	70円	70円	100円	100円	
(イ) 室内プール					
種別	市内	市外			
大人 (高校生以上)	1人1回 (2時間以内) 600円	1人1回 (2時間以内) 900円			
小人 (中学生以下)	年間定期使用 1人1年間 (1回2時間以内) 220円	1人1回 (2時間以内) 330円			
※東備西播定住自立圏域以外の市町居住者に係る市内居住者みなし規定の廃止					

区 分	現行使用料		改正使用料							改定率	備考
	適用年月日	金 額	金 額								
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日			
(3) 城南緑地運動施設使用料 ア 団体使用料	施設名		基本使用料								
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日			
			9:00～	13:00～	18:00～	9:00～	13:00～	9:00～			
			12:00	17:00	22:00	17:00	22:00	22:00			
	野球場		1,500円	2,000円	2,000円	3,500円	4,000円	5,500円			
	陸上競技場		1,500円	2,000円	—	3,500円	—	—			
	テニスコート (1面につき)		450円	700円	—	1,000円	—	—			
	イ 個人使用料										
	施設名	区分	金額								
	陸上競技場	一般	入場1回につき 150円								
	学生	70円									
テニスコート		1面1時間につき 300円									
ウ 設備使用料											
施設名 野球場	使用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日				
		9:00～	13:00～	18:00～	9:00～	13:00～	9:00～				
		12:00	17:00	22:00	17:00	22:00	22:00				
	本部室	600円	700円	700円	1,300円	1,400円	2,000円				
	審判控室	300円	400円	400円	700円	800円	1,100円				
	会議室	400円	600円	600円	1,000円	1,200円	1,600円				
	更衣室	1室につき	1室につき	1室につき	1室につき	1室につき	1室につき				
		300円	400円	400円	700円	800円	1,100円				
	放送室 (放送設備・スコアボード設備含む)	2,300円	2,400円	2,400円	2,600円	2,800円	3,000円				
陸上競技場		1,400円	1,500円	—	1,900円	—					
放送室 (放送設備含む)		1日につき 1,000円									
テニスコート 放送設備		1時間につき 2,000円									
野球場 照明施設		1時間につき 2,200円									

区 分	現行使用料		改正使用料		改定率	備考
	適用年月日	金 額	金 額	金 額		
(4) 海浜スポーツセンター使用料	H27. 5. 9					
	施設名 全面 一般用サッカーコート 少年用サッカーコート (1面) フットサルコート (3面) フットサルコート (2面) フットサルコート (1面) 人工芝多目的グラウンド 休憩棟	基本使用料 (1時間当たり)		基本使用料 (1時間当たり)		10. 0 %
		昼間 (9 : 00～18 : 00)	夜間 (18 : 00～22 : 00)	昼間 (9 : 00～18 : 00)	夜間 (18 : 00～22 : 00)	
		3, 000円	6, 000円	3, 300円	6, 600円	
		2, 000円	4, 000円	2, 200円	4, 400円	
		1, 000円	3, 000円	1, 100円	3, 300円	
		1, 500円	3, 000円	1, 800円	3, 500円	
		1, 000円	2, 500円	1, 200円	2, 900円	
		500円	2, 000円	600円	2, 300円	
		無料		無料		

区 分	現行使用料				改正使用料				改定率	備考																												
	適用年月日	金 額			金 額																																	
(5) 加里屋まちづくり会館利 用料	使用時間 室名	午前 自 午前9時 至 正午	午後 自 午後1時 至 午後5時	夜間 自 午後6時 至 午後10時	H16. 4. 1					積算基準の 見直し																												
												1, 500円	2, 000円	2, 000円	2, 400円	2, 400円	20. 0 %																					
																			150円	200円	200円	800円	800円	300. 0 %														
																										150円	200円	200円	400円	400円	100. 0 %							
																																	150円	200円	200円	400円	400円	

区 分	現行使用料		改正使用料		改定率	備考
	適用年月日	金 額	金 額	金 額		
2 施設とサービスの一体使用 (1) 葬儀施設使用料	H21. 4. 1					
区分			使用料	使用料		
		本市の市民	本市の市民でない者	本市の市民でない者		
祭壇及び大祭壇		12, 000円	24, 000円	12, 000円	据置	市外は50%増
飾付具		6, 500円	13, 000円	6, 500円		
の使用		6, 500円	13, 000円	6, 500円		
火葬の		8, 000円	16, 000円	12, 000円		
執行		4, 000円	8, 000円	6, 000円		
死胎 (妊娠4箇月以上)		2, 000円	4, 000円	3, 000円	50. 0 %	市外は125%増
死体預り 1体		3, 000円	6, 000円	3, 000円	据置	市外は50%増
霊きゆう車の使用		市長が別に定める額		市長が別に定める額		—
棺箱の		市長が別に定め、告示した額		市長が別に定め、告示した額		
支給		市長が別に定め、告示した額		市長が別に定め、告示した額		
(2) 産汚物焼却料	H21. 4. 1					
区分			使用料	使用料		
		本市の市民	本市の市民でない者	本市の市民でない者		
産汚物の焼却 (医療汚物を含む。) 1件		2, 000円	4, 000円	3, 000円	50. 0 %	市外は125%増
(3) 動物焼却料	H21. 4. 1					
区分			使用料	使用料		
		本市の市民	本市の市民でない者	本市の市民でない者		
動物の 収骨あり 1件		3, 500円	7, 000円	5, 000円	皆増	新設
焼却 収骨なし 1件				3, 500円	据置	市外は50%増

